

別表第2（第15条関係）

自衛消防隊（組織及び任務分担）

|                     |           |     |   |                         |
|---------------------|-----------|-----|---|-------------------------|
| 消 防 隊 長<br>(事 務 長)  | 通 報 連 絡 班 | 班 長 | 総務グループの総括係長（係長）<br>総務グループの職員  | 火災発生消防署への通報及び各班の連絡に当たる。 |
|                     | 避 難 誘 導 班 | 班 長 | 教育支援グループの総括係長（係長）<br>又は学術情報グループの総括係長（係長）<br>教育支援グループの職員・学術情報<br>グループの職員 | 避難者の誘導及び交通整理に当たる。       |
|                     | 救 護 班     | 班 長 | 教育支援グループの総括係長（係長）<br>教育支援グループの職員  | 負傷者の応急救護に当たる。           |
|                     | 消 防 班     | 班 長 | 財務グループの総括係長（係長）<br>財務グループの職員  | 消火器，消火栓等により消火に当たる。      |
| 消 防 副 隊 長<br>(副事務長) | 工 作 班     | 班 長 | 財務グループの総括係長（係長）<br>財務グループの職員  | 防火扉等の閉鎖及び電気の切断等の工作に当たる。 |

なお，消防隊長は，職員の仕事上の配置状況を勘案し，班員においては増員・減員及び班の変更を指示することができる。